

【ドイツ】 介護と仕事の両立を改善するための法律

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 介護と仕事の両立を改善するため、介護休業中の所得補償が拡大される等、介護休業に関する諸法が改正された。

1 従来の制度の概要

ドイツの介護保険制度は、在宅介護を施設介護に優先させることを原則としている。しかし、女性の就業率の増加に伴い、介護と仕事の両立の問題が大きくなっている。そのため、2008年7月1日施行の介護時間法（注1）により介護休業制度が設けられ、さらに2012年1月1日施行の家族介護時間法（注2）により当該制度が拡充されていた。従来の制度の概要は、次のとおりである。

(1) 介護時間

被用者は、近親者（祖父母、父母、義父母、配偶者、子、孫等）に緊急の介護の必要が生じ、短期的に労働への支障が生じた場合には、介護の態勢を整えるために、10日以内の範囲で労働に従事しない権利を有する。雇用者は、他の法律上の規定又は雇用者との合意に基づく限りにおいて、報酬を支払う義務を負う。（介護時間法第2条）

被用者が自ら在宅介護を行う場合には、最長6か月間、労働の全部又は一部免除を雇用者に対して請求することができる（介護時間）。介護時間取得中は、無給である。介護時間は、被用者16人以上の事業所において請求可能である。（介護時間法第3条）

(2) 家族介護時間

この介護時間制度を補うために、2012年から家族介護時間の制度が設けられている。家族介護時間は、雇用者との合意があれば、被用者が在宅介護のために24か月間まで取得できるもので、この間、労働時間を週15時間まで減らすことができる。しかし、家族介護時間の法的請求権はなかった。被用者は、家族介護時間を取得中、給料の前払いとして、雇用者を通じて、連邦から無利子貸付を受けることができる。その額は、家族介護時間の取得前の手取り給与額と取得中の手取り給与額の差額の半分である。例えば、通常の50%に労働時間を短縮した場合には、給料の25%分の前払いを受け、75%の給料を受け取ることができる。被用者は、介護を終えて通常の労働時間に戻った際、前払い分が相殺されるまで、引き続き75%の給料を受け取る。（家族介護時間法第2条及び第3条）

2 介護と仕事の両立を改善するための法律

これらの制度をより使いやすくするために、2015年1月1日に介護と仕事の両立を改善する法律（注3）が施行された。同法は、介護時間法や家族介護時間法等、関連する諸法を改正する法律である。以下に同法の概要を紹介し、新制度の概要を表に示す。

(1) 介護支援手当

短期的に労働への支障が生じた場合には、被用者は、所得補償として、介護保険から介

介護支援手当を受けることができるようになった。介護支援手当の額は手取り給与額の90%とされているが、上限額も定められている。(介護時間法第2条、社会法典第11編第44a条)

(2) 介護時間及び家族介護時間

介護時間と家族介護時間は引き続き並存するが、介護時間に次いで家族介護時間を取得する場合、双方合わせた最長期間は24か月とされた。また、家族介護時間の法的請求権が認められるようになった。家族介護時間は、雇用者26人以上の事業所において請求可能とされた。(家族介護時間法第2条)

介護時間又は家族介護時間の取得中、被用者は、連邦家庭・市民社会任務庁への直接の申請により、連邦から無利子の貸付を受けることができるようになった。貸付額は、従前と同じである。(家族介護時間法第3条～第10条)

(3) 近親者の拡大

近親者の範囲に、継父母、義兄弟が追加された(介護時間法第7条)。

表 新制度の概要

	介護支援手当	介護時間	家族介護時間
根拠規定	介護時間法第2条 社会法典第11編第44a条	介護時間法第3条	家族介護時間法第2条及び 第3条
概要	・緊急の介護の必要の場合 に10日まで ・介護保険からの所得補償	・長期間労働の全部又は一 部免除が必要な場合に6か 月まで ・連邦からの無利子貸付	・6か月で足りない場合 ・長期間労働の一部免除が 必要な場合に24か月まで ・連邦からの無利子貸付
予告期間	予告の必要なし	10日	8週。介護時間に続けて取 得する場合には3か月。
事業所規模	条件なし	被用者16人以上	被用者26人以上
制度共通	介護時間法及び家族介護時間法の規定による法的請求権、解雇保護		

出典: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Bessere Vereinbarkeit von Familie, Pflege und Beruf*, 2014, S.11 を参照して筆者作成。

注(インターネット情報は2015年4月15日現在である。)

- (1) Gesetz über die Pflegezeit vom 28. Mai 2008 (BGBl. I S.874).
- (2) Gesetz über die Familienpflegezeit vom 6. Dezember 2011 (BGBl. I S.2564).
- (3) Gesetz zur besseren Vereinbarkeit von Familie, Pflege und Beruf vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S.2462).

参考文献

- ・齋藤純子「ドイツの介護休業法制」『外国の立法』No.242, 2009.12, pp.71-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166467_po_024203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・齋藤純子「ドイツにおける介護休業制度の拡充—家族介護時間法の制定」『外国の立法』No.252, 2012.6, pp.187-204. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497225_po_02520012.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/3124, 3449*.